

公立大学法人首都大学東京 第三期中期目標期間中の利益処分の承認の考え方について

地方独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、基本的に第二期中期目標期間中の考え方と同様とする。

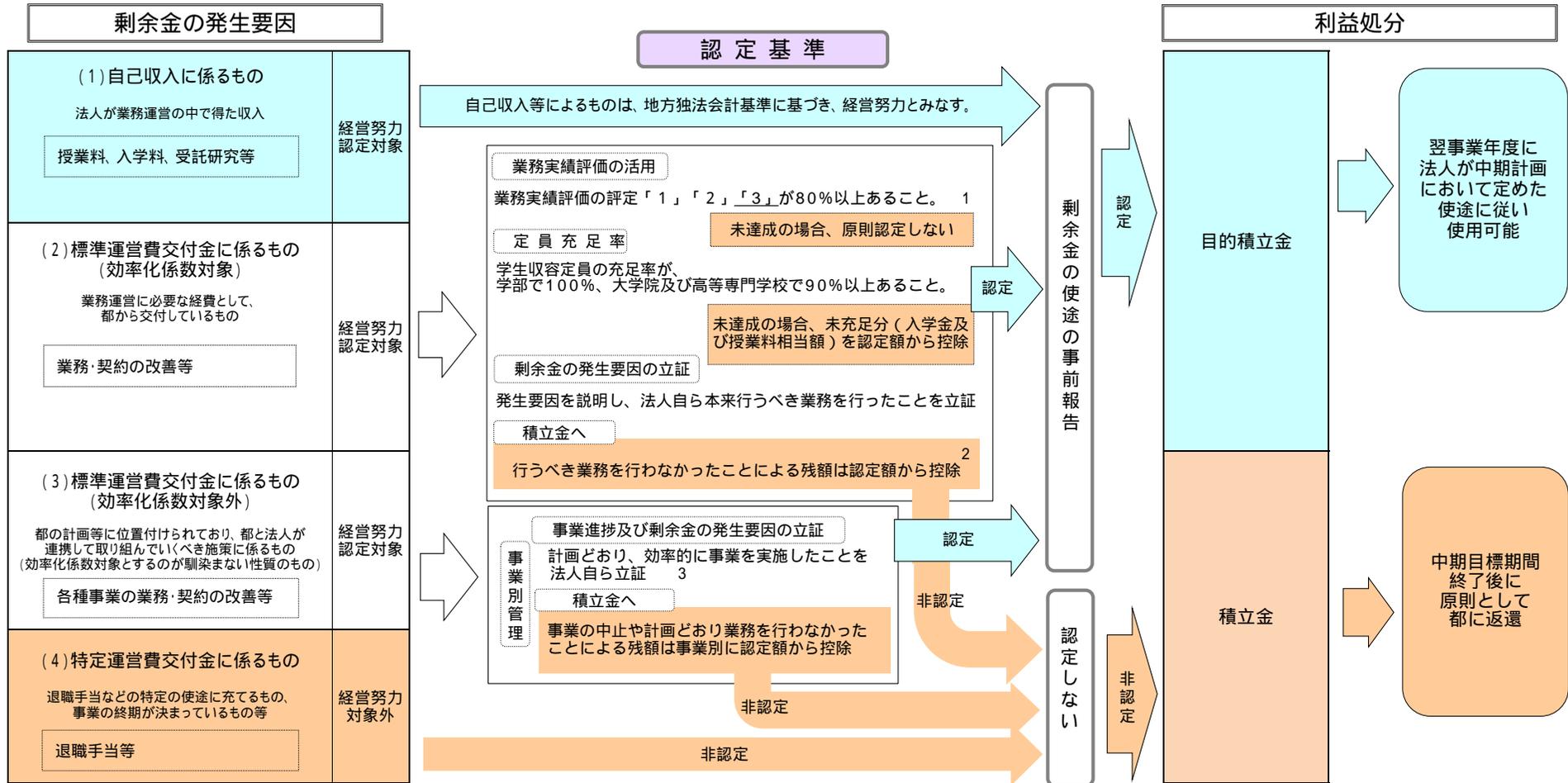
1 利益処分承認の考え方

法人の利益処分において、地方独法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に基づき、以下のいずれかの要件にも合致する場合に承認する。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じた認められるもの
- (2) 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもので、かつ合理的な使途であると認められたもの

2 経営努力認定の考え方

経営努力認定にあたっては、会計基準第72<参考>に基づき、以下のとおり財源別の認定を行う。



1 業務実績評価の評定区分を4段階から5段階に変更することに伴い、判断基準に評定「3」を追加する。
 2 必要な教員の補充を行わなかった場合、未補充分の人件費を認定額から控除する(非常勤講師等の代替手段で対応した場合を除く)。
 3 前年度以上の努力が認められることや、経費の性質を踏まえて認定する。